

(略・都の住民であることが確認できなかった請求人)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 5 月 8 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求が適法となるためには、請求人が当該普通地方公共団体の住民であることが要件となるものである。

ところで、本件請求にかかる請求人について、都の住民であることを確認するために、請求人の住所地として請求書に記載された区に照会したところ、同区から、記載の住所地に請求書記載の氏名の者の住民票が存しない旨の通知を受けた。

したがって、請求人が都の住民であることを確認できなかった。

よって、本件請求は、法第 2 4 2 条に定める住民監査請求として不適法である。

(略・都の住民であることが確認できた請求人)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 5 月 8 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 242 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に違反した違法な届出及び報告（以下「本件届出等」という。）に基づいて国から受けた予算を感染症対策として執行したことは、都の不法行為であり、都が配分を受けた予算を国に返還すること等の措置を求めるものと解される。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

感染症法第 12 条第 1 項によれば、医師は、法令で定められた者を診断したときは、年齢、性別等の厚生労働省令で定める事項を知事に届け出なければならないとされており、また同条第 2 項によれば、届出を受けた知事は、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。請求人は、同法に基づく医師による都への届出が感染症法で定義する新型コロナウイルス感染症に関するものであったという根拠がなく、都がこのような根拠のない届出の内容を厚生労働大臣に報告したことは違法であると主張する。

しかし、上記のとおり、本件届出等は、医師及び知事が、感染症法の規定に基づき、患者の年齢や性別等患者に関する一定の事項を知らせるために行うべきものと解され、それ自体は法第242条第1項に定める財務会計上の行為に当たらない。

なお、請求人は、本件請求書において「措置の対象者」を「知事、健康福祉部長、総務部長、都議会議長、各保健所長、各都立学校長、各地方自治体長、各都立機関長、各医療機関長、および不正予算の配分を受けた各組織の長」と記載していることからすれば、これらの者に対する何らかの公金の支出（以下「本件支出」という。）を本件請求の対象としていると解することはできる。そして、「違法な発生届に基づいて国から都に配分された予算」と記載していることから、本件支出の違法、不当について、本件届出等によって本件支出の原資がもたらされたとして、本件届出等が本件支出の原因をなすと主張しているようである。

しかしながら、本件届出等に基づいて感染症対策に係る予算が都に配分されるといった疎明は見当たらない上、仮に、本件支出と本件届出等とが、財務会計上の行為とその原因となる行為の関係にあったとしても、平成4年11月30日東京高等裁判所で是認された平成3年9月17日水戸地方裁判所判決によれば、「(当該財務会計上の行為とその)原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用（このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。）であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになる」ため、「右関係は、少なくとも、当該財務会計上の行為の原因となる行為が財務会計上の行為を適法に行うための要件となっている場合など前者が後者の直接の原因といえるような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当」としている。

請求人は、本件支出自体の違法性・不当性を主張すべきところ、本件届出等の違法を主張するのみであり、本件支出自体の違法性等を示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。